

一 生活の心得一

1. 校内時程

- 登 校…8時20分までに登校し、教室に入る。
8時25分に教室で出欠をとる。
- 朝 学活…8時25分から8時40分。読書と教員による学級指導。
- 授 業…チャイム前着席を徹底し、授業に集中する。
- 休み時間…次の時間の準備・教室の移動にあて、教室・廊下で騒いだり、外へ出て遊ばない。
- 他教室・他H Bへの出入りはしない。
- 給 食…食事時間を守り、食事終了のチャイムまで教室を出ない。
- 昼 休み…校庭に出るときは、下履きに履き替える。ボールを使用してもよいが、予鈴ですみやかに返すこと。ボールが木のるなどがあった場合は、学年教員に連絡する。
- 雨の日は体育館を使用できる。(学年順)
- 終 学活…一日の反省、翌日の連絡等をする。
- 清 帰…学活終了後、担当区域の清掃を行う。
- 下 校…一般下校時刻以降は、用事なく残らない。

最終下校時刻…18時20分

-9-

※最終下校時刻とは、校門を出る時間である。

2. 校内生活

- (1) 廊下・階段は左側通行で静かに歩く。
- (2) 校舎内では、危険な行動はせずに、礼儀正しくする。
- (3) 防火シャッター・火災報知器・消火器などにふれない。
- (4) 屋上は使用しない。4階から屋上に通じる階段は使わない。
- (5) 公共物は大切に扱う。破損したときは速やかに教員に報告する。
- (6) 登校後の学校外への外出は認めない。
- (7) 自転車通学は認めない。

3. 学習

- (1) 教室移動を素早く行う。始業のチャイム前に着席する。休み時間に授業準備を終えておく。
- (2) 授業中は積極的に授業に参加し、私語など勝手な行動はしない。
- (3) 学習用具は各教科で決められたものを毎日持つて帰る。
- (4) 授業の始まりは、「起立」「礼」「着席」。終わるは、「起立」「礼」。
- (5) 授業に遅れたときは、その理由を担当教科の教員に申し出る。

-10-

4. 給食

- (1) 食事の前に手を洗い、全員がそろって食事をする。
- (2) 食事時間を守り、食事終了のチャイムまでは、静かに着席している。
- (3) 当番は必ず給食着、帽子を着用して、効率よく準備をし、また後片付けも責任をもってきちんとする。

5. 服装

- (1) 標準服：登下校のときの服装は次の標準服とする。(下校後の再登校も原則同じ。)

	スラックス型	スカート型
標準 冬	上着～紺色ブレザー (シングル2つボタン) ズボン～グレーのシングル ワイシャツ白色 ワンタッチネクタイ (指定)	上着～紺色ブレザー (シングル2つボタン) スカート～グレー、紺の チェック(車ひだ18本) ワイシャツ白色 ワンタッチリボン(指定) (ベスト白色)
	指定ボロシャツ(※) ズボン～グレーのシングル	指定ボロシャツ(※) スカート～グレー、紺の チェック(車ひだ18本)
服 夏	○スカート型は、夏にワイシャツを着る場合、ベ ストを必ず着用する。(通常着用は可とする。) ○スカート丈は、ひざがかくれるものを見准す る。	○スカート型は、夏にワイシャツを着る場合、ベ ストを必ず着用する。(通常着用は可とする。) ○スカート丈は、ひざがかくれるものを見准す る。

- スカート型は、夏にワイシャツを着る場合、ベ
ストを必ず着用する。(通常着用は可とする。)
○スカート丈は、ひざがかくれるものを見准す
る。

○変型ズボンは禁止とする。

- 校章は、ブレザーの襟に付ける。(夏服には付
けない。)
- ネクタイ、リボンを忘れたときは、学年の教員
に申し出で、貸し出し用のものを借りる。(下
校時に必ず返却すること。)
- ブレザーのボタンは締める。
- (2) くつ下
- 白・黒・紺のスクールソックス。ワンポイント
はよい。黒のスクールタイツ可。
- ※くるぶしが完全に隠れないものは禁止とする。
- ※ラインが入っているくつ下は禁止とする。
- (3) 通学用くつ
- 運動ぐつ。体育時に使えるものとする。
- (4) ベルト
- 必ず黒のベルトを使用する。(細いものは禁止)
- (5) 防寒具について
- 防寒着のセーターは黒、紺を着用可とする。
- セーターは、制服からはみ出さないように、自
分に合ったサイズを着用する。

-11-

-12-

○セーターに関するルールは、次のとおりとする。

セーター姿での生活ルール

- ①登下校・式、朝礼、集会では必ずブレザーを着用する。
- ②自分に合ったサイズのセーターにする。
- ③色は、黒と紺。
- ④デザインは無地で、生地は薄手のものとする。
- ⑤着方がだらしなくならないようにする。
- ⑥ネクタイ、リボンを必ずする。
- ⑦Vネックのセーターにする。
- ⑧セーターは、標準服のときのみ着用可。(体育着、ジャージの時は使用不可)

○手袋・マフラー・ネックウォーマー・コートは、着用可とする。(校内ではとる。)

○コート(黒・紺)は、スクールコート、ピーコート、ダッフルコートのいずれかにする。

6. 髪型

○普通の状態で目にかぶさないようにする。横は耳にかかるないように、うしろは服(ワイシャツ)のえりにかかるないようにする。

肩にかかる場合は、必ず編むか結ぶ。
ヘアピン・ゴムは黒・紺・茶のものとする。(リボンは使用しない。)

※加工によるバーマ及びそれに類似した髪型は禁止。また、脱色・染色、まゆ毛の加工も禁止する。

整髪料は使用しない。

-13-

7. 上履き

- (1) 各学年色とし、指定されたものを使用する。
- (2) 来客用スリッパの使用は認めない。
- (3) 上履きを忘れたときは、学年の教員に申し出で、貸し出し用のものを借りる。(借りた上履きは洗って返却すること。)

8. カバン

- (1) 指定バッグでないバッグでも登校可(リュックサック型も含む)

[指定バッグでないバッグ]

- ①色は、白・黒・紺・茶・グレーを基本とする。
(中学生らしいもの)

- ②柄は、派手でないもの(ドット・ストライプなどは禁止)

- ③学校に関係のないものは持つてこない。

- (2) 目印として、キーホルダー類を一つ付けるのは認める。(ただし、大きさは握りこぶし程度とする。)

9. 所持品

- (1) 授業に不要なものは持参しない。(ただし、顧問が許可する部活動に必要な道具は持参してもよい。)

- (2) 所持品には、必ず記名する。

- (3) 時計および金銭、貴重品類は持参しない。

- (4) 生徒手帳は常に携帯する。

- (5) 装身具類(ピアスなどアクセサリー)の着用・化粧品類の使用は禁止する。

- (6) 制汗剤は無香料のものであれば使用可能とする。
(スプレー類は禁止とする。)

-14-

10. 諸届け

(1) 欠席・遅刻

原則として8時15分までに保護者が学校へ連絡する。

(2) 早退

事前にわかっているときは、生徒手帳の所定の欄に記入し、担任に届け出る。

(3) 見学

体育などの見学のときは、生徒手帳の所定の欄に理由を記入し、保護者・担任捺印のうえ、教科担当の教員に届け出る。

(4) 生徒手帳再発行願い

生徒手帳を被破または紛失したときは、担任まで届け出る。

11. 校外での生活

(1) 常に上二中生としての自覚をもって行動する。

(2) 外出するときは、「どこへ、だれと、何を、何時ごろ帰る」を家の人に必ず伝える。

(3) 日没後の無用な外出はしない。

(4) 自転車に乗るときは、交通規則を守る。

(5) 保護者か責任ある人と一緒でないときの外泊はしない。

(6) ゲームセンターやカラオケボックスなどの娯楽場へは、保護者か責任ある人と一緒に行く。

(7) 見知らぬ人からの呼び出しや誘いには、不用意にのらない。

(8) 事故、被害にあったときは、速やかに家人、

警察、学校に連絡する。

- (9) 携帯電話・スマートフォンの使用方法について十分に注意する。自他の情報をネット上に載せない。SNSでお互いがやり取りする場合、言葉遣いや時間などのマナーに注意する。また、いじめにつながる使用はしない。家庭でも使用のルールを決めるよう、努力する。

-15-

-16-